

## 小石川養生所初期の医療活動

山口 静子

順天堂大学医学部医史学研究室

この度は「貧民養生所記録」にみられる養生所の医療活動はどうであったか検討する。

養生所の体制を調べると次のようであった。享保7年6月施薬院は、小石川御殿跡地を御薬園に開墾中の場所に決まる。(9月～11月に土地1000坪に逗留病人40人詰長屋を建てる。)7月に施薬院の規模が決まったので組織や予算がまとまる。11月に病人の受診手続きが決まる。肝煎職に小川笙船丹治父子が決まる。丹治は養生所内に家を建て24時間養生所業務に従事する。12月に医師人事が決まり、養生所定書もまとまる。こうして体制は出来上がり、享保7年(1722)12月13日開設する。初めは通いも逗留もあった。名主判鑑を持った病人は4つ時(10時)～7つ時(16時)までに養生所へ来る。与力と丹治は病人の持参する判鑑と養生所に控置く判鑑にて身元を確認の上、逗留希望者は病人長屋へ入れる。通い希望者には御扶杯はない、しかし分け隔てなく診療する。町奉行は養生所支配の要の役割を果たす。養生所付与力は2人。毎日交代で1人勤め、4つ時(10時)に出勤し施薬院一式の業務を担当し、7つ時(16時)に帰宅する。同心は10人(年寄同心2人平同心8人)を2組分け隔番に勤める。4つ時(10時)に出勤し、年寄り総賄い元締めや会計と鍵の管理など、同心は薬煎じ看病人等の見廻りをする。翌日4つ時(10時)に交代し帰宅する。中間8人と下女2人は養生所内に住込む。下男8人は賄所・門番・男病人看病人として働く。下女2人は女病人の看病人や洗濯物などの世話をする。この下働者達は与力の支配を受け同心の見廻りを受ける。養生所医師は、肝煎職医務取扱責任者に小川笙船丹治父子が就く。本道2人、夜間急病対応に3人と外科医1人、享保8年6月に眼科医1人加わる。9月～10月は増築(100人詰め)を見越して、人事の増員がある。笙船は見廻り役と医師の相談役を担い、丹治は主に木下同圓と24時間夜間病人急変時の対応に当たる。本道2人は隔番勤め、外科と眼科は必要に応じて勤める。

病人に高価な人参使用するときは笙船丹治に相談する。使用した後は誰に何時どの位使用したか書留、年寄同心へ渡し勘定する。病人に薬遣う時は取違いないよう同心度々見廻る。看病人に不沙汰ないように申付ける。病人の外出は、与力笙船丹治に相談する。外出し戻ってこない時はそれまでのこと。かかるときは病人寄越した懸りへ届けること。門の出入りは暮6つ時(18時)に同心1人立合い、錠をおろす。夜中用事ある時は、年寄同心より鍵を受取り同心立合い明け卸す。女病人長屋は暮6つ(18時)前より鍵卸し、夜中男一切出入りしない。女看病人も中に入り薬用の湯水は錠を開けずに受取る。所々の鍵は年寄同心が預かる。病死者は病人寄越した番所へ届出、宿家主呼寄せ死骸渡す。無縁者は非人に伝え、回向院下屋敷へ送る。火の用心にくれぐれも気をつける。朝夕の食事のときや風烈の強いときに同心は度々見廻ること。出火の時には病人共に怪我なく退去させること。

今の病院でも医師は病人の病気の診断治療のあとに薬を処方する。この薬を服用し安静を保つ生活を送る。この基本は昔今も変わらない。この時代は生薬が中心であり、看病人に薬煎じてもらわなければ服用できない。男病人には男の看病人、女病人には女の看病人が身の世話をしていることも分かった。

以上のような医療活動の実際がこの「貧民養生所記録」から読み取れる。